

特 記 仕 様 書

(趣 旨)

第1条 この特記仕様書は、「埼玉県土木工事委託業務実務要覧」に定めるもののほか、この業務委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(内 容)

第2条 この特記仕様書は、次の業務委託に適用する。

委託業務の名称：市道幹第94号線道路詳細設計業務委託

履 行 場 所：狭山市入間川外地内

(業務の目的)

第3条 本業務内容は、市道幹第94号線の道路詳細設計及び一般構造物詳細設計を行うものである。

(委託業務の内容等)

第4条 本業務の内容は、市道幹第94号線の道路詳細設計及び一般構造物詳細設計を実施するものである。道路詳細設計は「埼玉県土木設計業務共通仕様書」第5408条、一般構造物詳細設計は「埼玉県土木設計業務共通仕様書」第5424条に基づき設計を行う。

・業務延長 L=220.0m

- 2 本業務箇所と交差する北側既存道路沿線住宅から排水される下水の処理方法、既存側溝の排水先及び接続方法について検討を行う。
- 3 橋台施工時における既存擁壁の取り扱い及び仮設方法、その他影響する地下埋設物等を考慮した施工手順の検討を行う。
- 4 民地との高低差処理に伴う擁壁設置箇所において、用地取得範囲を考慮した構造の検討を行う。また、転落防止柵については通行車両のライトが既存住宅へ当たらないようにする構造及び対策が必要な区間の検討を行う。
- 5 業務を実施するにあたり、関係法令及び図書に遵守するものとする。
- 6 各号の業務を履行するにあたり、不足資料等がある場合は受注者の責により行わなければならない。

(打合せ)

第5条 打合せは、着手時、中間3回、成果品納入時の計5回行うものとする。なお、疑義が生じた際は、随時行うものとする。

(資料の貸与)

第6条 受注者は、契約遂行に必要な関係資料の貸与を発注者に申し出ることができる。

2 前項の関係資料は、委託業務完了後速やかに返却しなければならない。

(その他)

第7条 業務契約後、速やかに業務着手すること。

2 提出する成果品は、埼玉県土木設計業務共通仕様書第1211条に準じて報告書を作成するものとし、報告書(A4版)1冊、報告書電子データ(CD等)2枚、その他監督員が指示したもの1式を提出する。

3 受注者は本業務の完了後といえども、受注者の失策または不備が発見された場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

4 この特記仕様書及び埼玉県土木設計業務共通仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して定める。